

障害者差別解消法が施行されます

平成28年4月に施行される、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、国、都道府県、市町村等の行政機関や会社やお店等の事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由とした差別をなくすために制定されました。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

対象となる障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）のある人であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

対象となる障害のある人は、障害者手帳の所持者に限りません。

「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

法律の内容とは

国、都道府県、市町村等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障害のある人から求められた社会的障壁の除去の実施について、負担が重すぎない範囲で必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

不当な差別的取扱いとは

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障害のない人に対してはつけない条件を付けたりするような行為のことです。

（例1）障害を理由に窓口対応を拒否する。

（例2）イベント会場で、電動車いすを使用していることを理由に入場を拒否する。

（例3）障害者を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

合理的配慮とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くよう必要な合理的配慮を行うことです。

（例1）段差がある場合に、車いす使用者を補助する。

（例2）順番を待つことが苦手な障害者に対しては、周囲の理解を得た上で、順番を変更する。

（例3）筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

事業者の皆さまへ

障害者差別解消法が対象とする事業者は、一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者、社会福祉法人、NPO法人等も対象です。

事業を継続するうえで、過重な負担とならない範囲で、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

合理的配慮等の具体的な事例は、上記のほか内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」をご覧ください。